

バリアフリーチェックリスト（努力義務基準）

記入方法

- このチェックリストは内容を簡略化しています。必ず条例規則の本文を参照してください。
- 記入欄には、次により記載してください。
 - ・基準に適合している場合……………○
 - ・基準に適合していない場合……………×
 - ・基準が該当しない場合……………／
- 審査用の欄には、記載しないでください。

施 設	チェック項目	記入欄	審査用
1 階 段	(1) 幅は140cm以上であるか (2) けあげ16cm以下、踏み面30cm以上であるか (3) 両側(幅が3m以上の場合は中間も)に手すりを設けているか (4) 段の上下とも及び踊場に点状ブロック等を敷設しているか (5) 点字により手すりに階数等を表示しているか		
2 傾 斜 路	● 両側に手すりを設けているか		
3 エスカレーター	(1) 点状ブロック等又は音声案内装置を設けているか (2) くし板の端部と踏み段(又は可動床)が識別しやすいか (3) 踏み段(又は可動床)の端部とその周囲の部分とが識別しやすいか		
4 便 所	(1) 各階に、1以上(男女別の場合各1以上)車椅子使用者用便房を設けているか (出入口幅85cm以上、操作が容易な洗浄装置、呼出しボタン、円滑に利用可能な構造の洗面器) (2) (10,000㎡以上) オストメイト対応の設備、大人用ベッドを設け、標識を掲示しているか (1以上、男女別の場合各1以上) (3) 各階にベビーチェアを設け、標識を設置しているか(1以上、男女別の場合各1以上) (4) 男児用小便器を設けているか (1以上、男女別の場合各1以上) (5) 子供用便座を設けているか (1以上、男女別の場合各1以上) (6) 各階に1以上の床置き式又は受け口の低い壁掛式の小便器(手すり付)を設けているか (7) 和式便器を設ける場合、各階に1以上手すりを設けているか (8) 腰掛け便座を設ける場合、各階に1以上手すりが適切に配置されている便房を設けているか (9) 洗面器等を設ける場合、各階に1以上手すり、レバー式水栓等を設けているか (10) 荷物用の棚、かぎその他の設備を設けているか (11) 通路の幅は、85cm以上か (12) 点状ブロック等を敷設した和式便器、男子用小便器、洗面器等を1以上設けているか (13) 触知図を設けその前の床には、点状ブロック等を敷設しているか (14) 向かって左側を女子用便所としているか		
5 浴 室 等	(1) 条例別表2による浴室等を設けているか (2) 出入口幅85cm以上、段差はないか。浴槽に階段等を設けているか		
6 ホテル又は旅館の客室	● 次の区分に応じ、車椅子使用者用客室を設けているか (端数は切り上げ) 客室総数200以下:客室総数×1／50以上 客室総数200超:客室総数×1／100+2以上		
7 駐 車 場	● 車椅子使用者用駐車施設を1以上設けているか		
8 道等から利用居室等までの経路等を構成する施設	(1) 出入口の幅は85cm以上か。主要な出入口の幅は90cm以上とし、前後に150cm以上の平たんな部分、外側にひさしを設けているか (2) 廊下は、幅180cm以上とし、すみ切り、両側手すりを設けているか (3) 傾斜路は、幅150cm以上、勾配1／15以下、適切な踊場があるか (4) エレベーターにガラス窓、籠内の制御装置(左右)を設けているか (5) (10,000㎡以上) エレベーターその他の昇降機を2機以上設けているか (6) 敷地内通路は、幅180cm以上、適切な傾斜路、道路段差解消、細目溝蓋、歩車分離		
9 案 内 設 備	(1) 案内表示は、弱視者、高齢者等に配慮したものであるか (2) (5,000㎡以上) 触知図案内設備を設けているか		
10 避難設備等	(1) 視覚障害者、聴覚障害者対応の避難誘導設備を設けているか (2) 車椅子使用者が避難可能な防火戸か		
11 公 衆 電 話	(1) 車椅子使用者、視覚障害者及び聴覚障害者が利用できる公衆電話を設けているか (2) 公衆用ファクシミリを設けているか		
12 客 席	(1) (座席数100以上)条例別表2 11の項第2号に定める構造の車椅子使用者区画を2以上設けているか (2) 車椅子使用者区画は、幅90cm以上、奥行き150cm以上か (3) 聴覚障害者用の集団補聴装置を設けているか		
13 カウンター	(1) 車椅子使用者が円滑に利用することができる構造か (2) カウンターの前の床には、点状ブロック等を敷設しているか (3) (5,000㎡以上) 視覚障害者、聴覚障害者対応となっているか		
14 現 金 自 動 預 払 機 等	(1) 車椅子使用者が円滑に利用することができるか (2) 視覚障害者が円滑に利用することができるか		
15 ベビーベッド等	(1) ベビーベッドを設け、標識を掲示しているか (1以上、男女別の場合各1以上) (2)(3) (5,000㎡以上) 授乳室を設け、標識を設けているか (1以上、男女別の場合各1以上)		